

議第17号

三島市いじめ問題対策連絡協議会条例案

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第1項の規定に基づき、三島市いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るために必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとする。

(組織)

第3条 協議会は、15人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市立学校の校長
- (2) 教育委員会事務局の職員
- (3) 児童相談所、警察その他の関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明及び意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、いじめ問題対策担当課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月19日提出

三島市長 豊岡 武士